

# 公権力論

## はしがき

前講「商人経済論」の考察の中で、少々予告的に論じておいた公権力と市場経済の発達との関係を本講では探っていこう。公権力と経済発展との関係は、例えば、最近木村雅昭氏がその興味深い著作『国家と文明システム』の中で、かなり立ち入って考察を加えられているように、社会科学全般にとっても、大層その取り扱いが困難な研究課題であり、現在の筆者にはこの課題を全面的に論じてみせる能力はない。そこで、本講では筆者が日頃慣れ親しんでいる東南アジア研究の中で、提出されている政治権力の特性を論じたひとつの歴史学的理論を考察の対象として、本講での課題にできる限り接近してみることにする。

東南アジア地域に成立した政治権力に関しては、例えば、矢野暢氏の「小型家産制国家論」に代表されるいくつかの歴史仮説が公表されている。しかし、物的生産力の形成と市場経済、ないし貨幣経済の発達への働きかけという両面から経済発展に対する公権力の関わり方を論じてみようとしている筆者はここで、自らの目的にとって大層刺激的な歴史学仮説といえる石井米雄氏が以前提出された「アユタヤ王朝商人王」論（石井米雄「歴史と稲作」石井米雄編『タイ国：ひとつの稲作社会』）をその検討の素材として取り上げることにする。本講全体を通じて、公権力のあり様によって市場経済の発達、ひいては経済発展の展開にある種の多様性が出現してくる可能性を論じていくことにしよう。

## I. 都市国家仮説

石井教授の「商人王」仮説を検討していく準備として、公権力と商人的経済との関係を論じたひとつの大層興味深い歴史学的仮説である、ジョン・ヒックスが『経済史の理論』で「市場の勃興」を論じた際に提出している都市国家仮説を、少し長くなるが紹介しておこう。

商人的経済が隆盛に向かうには、財産の保護と契約の保護がともに、少なくともある程度まで確立されなければならない。この二つは伝統的社会によっては与えられない。しかし、商人自身によって十分に与えられる。彼らは暴力から自分達の財産を守るために結束するだろう。彼らは財産権の確認のため、彼ら自身の間で規則を確立するだろう。すなわち裁判官ではなく、第三者の商人による仲裁条項を入れることによって契約を守るだろう。しかしながら、このようなことは商人的共同体が、ある社会的結合、あるいは接合をすでに獲得していない限り、ほとんど不可能である。個々人のばらばらな集合

では、このような社会的結合を持つことはほとんどないであろう。しかし、初期においてさえ、このような結合が可能となる場合があることを我々は理解できる。特定の人種、あるいは宗教的集団の構成員である商人は、彼らを排除した人々の間で高く評価されなかった場合でも、自ずから彼ら自身の指導者を持つであろう。自分自身もまた商人であるこれらの指導者の中から、必要とされる仲裁人が見出されるだろう。我々の念頭には、ユダヤ人やパルシー教徒のことが頭に浮かぶのだが、実際外国で活動している同じ出身の商人集団は、どのようなものでも同じことがいえるのである。

その土地ではあくまで異人である離散者集団 (trading diaspora) が、遠隔地交易の有力な担い手となり、世界的規模での商業ネットワークを作り上げていった理由を、ヒックスはこのように見事に語ってくれている。以上の文章に続けて、ヒックスはこう書いている。

こういうことを基礎にして多くのことが可能となるのであって、それが事実行われたと結論せざるをえない例が他にも存在するのである。私は西洋の影響を受ける前の東アジアの法体系が、商人の必要とするものに非常に容易に適応したことがあったとは思わない。しかしながら、昔の中国と日本で重要な商業の拡張があったことは疑いのないところである。中国では明朝の初期において、著しい海外商業の拡張が見られたし、他方日本では17世紀徳川政権下で著しい国内商業の拡張があった。我々の知るところでは、17世紀の大阪商人達は、例えば、先物市場の確立のように、最も手の込んだ商取引を発展させることさえできたのである。彼らは明らかに、その国の政治的諸制度の助けをほとんど借りずにそれを成し遂げたに違いない。すなわち、彼らは自分達の間で調停を行うことにより、充分契約を守ることでできる方法を見つけていたに違いない。

商人に注目する経済理論を考えていたがゆえに、ヒックスはこのようにアジアの前近代にも豊かな市場経済の発達が見られたことを評価したのであろう。そして、アジアのこの歴史との比較によって、ヒックスは次のような地中海世界に出現した都市国家に関する仮説を打ち立てている。

以上のようなことが行われえたのであるが、こういったものを基礎にして組織される商人的経済は必然的に限界を持っている。それは新しい分野と新しい応用に向かって、

持続的に自らを拡大していくという成長力を持っていないのである。商人的経済がこの力を十分持ちうるのは、もっと整然とした法律制度が利用できる場合である。しかし、そのためには、支配者が商業取引をある程度好意を持ってみるということだけが必要なわけではない。さらに必要なことは、裁判官や行政官だけでなく、支配者も商業に対して「心を動かす」ことである。そうなれば、支配者は商業が必要としているある種の援助、あるいはむしろ、承認を与えることが可能となる。この要請を満たすのは困難なことだが、それが満たされる条件が一つある。それは支配者自身が商人であるか、あるいは自ら商業に深く関わっている場合である。

いかにして、そのようなことが起こりうるのであろうか。王が自分のために、交易の仕事を行う商人を利用しているだけでは十分ではない。我々が今到達している段階では、それ以上のことが必要とされるのである。我々は、商業がある社会的重要性を獲得できるようになった共同体を仮定しなければならない。そして、この不可欠の重要性を最も容易に獲得する商業は対外商業である。しかし、対外商業がこの重要性を手中に収めるためには、それが提供する機会が、国内商業の提供する機会と比べて、大きくなければならないか、しかも、それはむしろ規模の小さい共同体でもっとも起こりやすい。必要なのは対外商業を行うための良い機会を持つ小規模の共同体なのである。しかし、それは独立した共同体でなければならない。少なくとも、自らの必要を満たす諸制度を作ることができるほどに独立していなければならない。これらは厳しい条件だが、それが満たされた周知の例がある。それは「都市国家」である。〔中略〕

人はたいがいギリシャの都市国家について考えるが、都市国家はもっと一般的な社会現象である。それはギリシャ人が初めて創造したものでもない。ギリシャ人より以前に、フェニキア人がいたし、また、ギリシャの都市国家と同時代にエトルリア人の都市国家があった。さらにもっと驚くべきことに、同じことがはるか後の時期に、しかも類似の基盤に立って、中世イタリアの都市国家とイタリア・ルネサンスの都市国家のうちに繰り返されるのを見るのである。両者は同じような歴史の歩みを示している。

ヒックスは地中海世界でのこの都市国家の生成という歴史との対比を通して、アジア地域での市場経済の発達に関して、次のように書き記している。

ヨーロッパ文明が都市国家局面を通過したという事実は、ヨーロッパの歴史とアジアの歴史の相違を解く重要な鍵である。ヨーロッパがそのような経過をたどったのは、主として地理的な理由による。ヨーロッパの都市国家は地中海の賜物である。記録された歴史の大部分を通じて、存在していた技術的条件の下では、地中海は非常にさまざまな生産能力を持った国々間の通商交通路として傑出していた。さらに地中海は小湾、入江、島、岬、峡谷に恵まれているが、これらは前者と同じ技術的条件の下では、いつでも防壁となりえた。これに匹敵しうるものはアジアにはほとんど見られない。日本の瀬戸内海は地中海と比べれば、ちっぽけなものである。その周辺の地方は、地中海諸国の場合のように天然資源に差異があるわけではない。東シナ海自体はどうかというと、それは長い間、商業にとって障害となっていた。この障害たるや、極めておそろべきものであるため、日本文明がその歴史の初期において、中国文明に併合されなかった主たる理由にその脅威があげられるほどである。インドのなだらかな海岸線は、沿岸商業の機会をほとんど提供しない。アジアの全地図を見て、おそらく最も希望の持てるのは東南地域（インドネシアとインドシナ）であろう。この地域で、地中海のそれと同じような交易体系が生まれたであろうということは、だいたい想像ができる。だが、その機会はより少なく、困難はより大きかった。実際、ここは数世紀に渡って、相当海上商業が行われていたところであるが、つい最近シンガポールが興隆するまでは、都市国家に適した場所ではなかった。

アジア地域の「前近代」においては、海を通じた広域的な交易ネットワークが十分に形成されていたとする現代のアジア経済史の研究業績——その典型例を挙げておくと、桜井由躬雄「東南アジアの歴史」「14世紀から19世紀まで」『地域からの歴史4：東南アジア』——から見ると、ヒックスのアジアの「海」に対する見解には、やはり「発展したヨーロッパ」対「遅れたアジア」といったヨーロッパ中心史観のようなものが見られることは事実であろう。しかし、ヒックスのような経済学者がこのような「海」に着目する経済史観を持っていた事実は、それ自体として大層興味深いことである。ヒックスの以上のような「都市国家」仮説とでもいえるものが喚起してくれる理論的見通しを背景として、以下石井教授の仮説を見ていくことにしよう。

## II. 「東洋的専制国家」ではないアユタヤ王朝

アユタヤ王朝は決して水利を契機として成立するいわゆる「東洋的専制国家」ではなかった、という仮説の検討からはじめよう。この歴史論の中に、前産業化社会の経済活動の核である農業における生態系への適応とその時の政治権力・公権力のあり様との関係を考えるに際して、無視し得ない重要な論点が見られているからである。

### 農学的適応・工学的適応

農業における生態系への人間の適応に「農学的」ないし「環境適応型」と、「工学的」ないし「環境形成型」と名づけるような二つの適応の形態があるのではないかという問題提起が、石井教授の議論の出発点となっている。人口が増加し生活空間を拡大していかざるを得なくなった中で、人間が新たな生態系に適応していくに際しては、このような二つの型の適応があったのではないか、という指摘である。

タイの経済史の流れの中で、チャオプラヤー・デルタへと生活空間が広がっていったが、そのデルタでは自然の降雨ならびに雨季の後半にくる洪水は、その当時の人間の手による規制を受けつこうようなものではなかった。降雨と洪水とで特徴づけられるデルタの生態系の条件に適合的な作物やその品種を見つけるという受動的適応以外に、農民達の対応はあり得なかったといえる。この受動的適応が「農学的適応」である。

これに対して、同じ東南アジア大陸部内でも、ベトナムのホンハ・デルタの場合は、その生態的条件がチャオプラヤー・デルタとは大きく違っている。ホンハ下流の低地では、ホンハ河の水面の方がその低地より高く、最増水期には非常な水かさとなる。したがって、このデルタで農業を営むためには、堤防を築いて洪水を防ぎ、かつ過剰水排出のための方策を講じることが必要となる。したがって、治水という土木工学的適応が人間の生存と稲作にとって不可欠となってくる。これが、「工学的適応」である。このため、農業生産において、集团的にまとまって、治水事業に取り組まねばならなかったのである。

こういう環境改造型の適応が必要とされた東南アジアの小世界では、「ある程度国家の管理下に置かれた稲作農村」（坪内良博「農村の変化と無変化」『地域研究と「発展」の論理』）が成立していた。大陸部東南アジア山地世界に散在する盆地世界やジャワ・バリ島には早い時期から「国家との関わりを持った稲作農村」が発生していた。これに対して、その生態系の条件から見て、工学的適応を受けつけない、いわば環境適用型の農業生産が営まれていた東南ア

ジアの農村社会は、多様な「非農業的要素を多く含んだ」国家との関わりも薄い開放的社会空間を持っていたとあってよい。そこでの人々の社会関係の形成原理は、いわば二者関係の連鎖としての「圏」的なものであった(坪内良博「圏：伸縮する社会単位」『地域研究のフロンティア』)。

石井教授の議論ではふれられていないが、筆者には重要と思われる仮説的事態をひとつ補足しておこう。それは、「工学的適応」の場合の方が「農学的適応」に対比してみると、同じ農業生産量を得るのに必要となる人間の労働投入量がより多くなる可能性が大きいのではないか、という点である。農学的適応の場合には、その生態系に適合的な品種が偶然にでも見つければ、それで農業生産が可能となる。それに対して、工学的適応の場合には、農業生産の先行的条件としての灌漑・排水事業そのものに、多大の人間労働の投入が不可欠となり、また、毎年毎年この灌漑・排水施設の維持にも、かなりの労働投入が必要となってくる。したがって、すでに土地改良という形で、いわば「埋め込まれた」過去の投入も含めて労働投入単位当りの生産性という指標で見ると、工学的適応の社会の方が農学的適応の社会に比べて、その労働生産性が低くなる可能性は否定しきれないであろう。この点は、リチャード・ウィルキンソンが経済・人口と自然の間の不均衡と均衡の問題として経済発展を捉えた名著『経済発展の生態学』の中で強調している事態である。農学的、ならびに工学的適応という、二つのタイプの生態系への人間の適応について論じるとき、ウィルキンソンが強調しているこの可能性は検討されるべき重要な論点となつてこよう。

### 東洋的専制君主制論の妥当性

さて、それでは本講の中心的な課題ともいえる論点に移ろう。それは、「農学的適応」が行われる場合に、その上に成立するであろう政治権力、ないし国家が、いかなる性質のものとなるのかという論点である。後節で紹介するように石井教授は、アユタヤ王朝は「商人国家」であったという指摘をされている。この表現によって石井教授がまず主張されているのは、工学的適応といえる大規模な土木事業を行うといったことを必ずしも必要としない形で人間の居住空間が広がっていく場合には、「東洋的専制君主」制といわれるような国家が出てくる「必然性」は、必ずしもないのではないかという大切な論点である。少なくともタイのアユタヤ王朝に関してはそうである、という議論になっているわけである。

端的にいうと、石井教授はカール・ウィットフォーゲルの「水力社会」論、ないし「東洋的専制国家」論のアユタヤ王朝の性格づけへの適用可能性に疑問を表明されていることになる。

この語り方がタイ人の研究者、例えば、チャイアナン・サムットワニットが『サクディナー制とタイ社会の発展』という作品で、タイの歴史に対して「水力社会論」「東洋的専制国家論」をかなり機械的に適用していることへの批判となっていることは、間違いない。

そして、石井教授の立論のされ方が徹底的に生態学風の手法にもとづいている点は、強調されるべきであろう。クリフォード・ギアツが「エコシステム」という概念を柱として、その著作『農業のインポリューション』を書き上げていることは、よく知られた事実であろう。ギアツは、この概念を強調することで、人間社会の生産・生活様式が、そして、ひいては文化が、その人間集団が住んでいる土地の自然生態系への適応として形成されている可能性にもっと着目せよ、という重要な問題提起をしていたのである。ギアツの『農業のインポリューション』での議論が、彼自らが突きつけたこの問題提起に、うまく答えているかどうか、その評価は慎重になされなければならないであろうが、石井教授の問題の出され方は、間違いなくギアツの提案していた方法にそったものである。

「サワー」といわれるジャワの水田「エコシステム」に関してギアツは、水稲栽培のためには灌漑・排水という水のコントロールが決定的に重要であることを強調しているが、それに続けて次のように発言しているのである。この水のコントロールという点を見るときには、その地域の自然生態系への適応の仕方の中に、その地なりの工夫が見られる事実がまず強調されるべきであって、水利事業の必要となるどころいづれに対しても、ウィットフォーゲルのいう「水力社会論」を当てはめてはならないのではないかと。石井教授のアユタヤ王朝論はまさに、ギアツのこの指摘に沿ったものとなっているわけである。

### 公権力の経済への介入の形態

「農学的適応」を主体とする社会では、水利を契機として「東洋的専制国家」が成立する可能性は非常に小さく、アユタヤ王朝の国家統治のあり様はそのひとつの歴史的事例といえる、というのが石井教授の問題提起であった。しかし、このことはアユタヤ王朝期に統治者による経済的搾取が全然なかったことを意味しているのではない。経済的搾取の形が、ウィットフォーゲルが強調したようなものではなかったというべきであろう。石井教授の直接の問題提起からは離れることになるかも知れないが、この点は生態系への適応という枠組みの下で、公権力論、ないし国家論を考えようとするときに、非常に重要となってくる論点を含んでいる。そこで、この点を筆者なりに論じておきたい。

まず、指摘しておかねばならない論点は、土地の所有制度である。アユタヤ王朝期、そして

チャクリー王朝の初期も、土地は王のものとされていて、王以外の者の私的所有権ははっきりとしていなかった。サクディナー制のもとで、土地は国王の所有するものであり、耕作農民はいわば占有権を持つにすぎなかったのである。そこでは、「封建制」というようなヨーロッパの歴史を捉えるに際して、形成された概念が含意しているような、土地の支配を媒介とする統治といったものは成立しにくかったといえよう。したがって、アユタヤ王朝期に対して「封建制」といった概念を適用することには、よほど慎重でなければならないはずである。

アユタヤ王朝における王の支配形態は、奴隷制と自由農民に課せられた賦役労働とが主体であった。王はこういう形態の支配を通じて、いわば「経済的搾取」を行っていたといえよう。これは、土地の支配を軸とする統治ではなくて人間、ないしその労働力そのものを支配する形態であった。

この支配形態を経済理論的に説明してみるとすると、どの様な説明が可能となるであろうか。何はともあれ、最も基本的な生産要素の賦存状態の点で、相対的に土地が過剰で自由財に近くて、人間が希少な状態だった事実に注目する必要があるだろう。農民による農学的適応という言葉が端的に示唆しているように、農民が少しの資本投下だけで、例えば、水牛を飼う程度のコストで、デルタの一部に移り住んで生産を行いうるというように、耕地を拡大しうる余地がまだあった。こういう開拓空間、ないしフロンティア社会では、最も希少な基本的要素は人間の数、つまりは労働力であったといえる。このとき、王家にとっては、この最も希少な要素を「支配」しておくことが統治上も、あるいは経済利益の確保のためにも必要となってくる。ここに、人間の支配形態として、奴隷制が出てくるし、また自由民に対しても強制労働的なものを課すといったことが生じたのではないだろうか。経済活動にとって本源的といえる二つの資源、土地と人間の相対的賦存状態における長期的変化への適応として、経済史を捉えようとするウィルキンソンの経済学を念頭におくとき、ほぼ以上のように解釈しうるのではなからうか。

もちろん、こういう経済理論的説明だけでは王のこのような支配、ないし統治が正統的なものとして受け入れられていた歴史を説明しきることはできないであろう。友杉孝教授がその刺激的な著作『タイ経済史の構造分析』の中で解読されているように、所有の対象となるような物は、超自然的存在から恵みとして与えられるものであるもので、それを私利だけにとづかず、「公平に」管理する力がある限りで、人はそのものを所有することができると理解されていた。王はまさに農民等によって、そのような尊い存在として了解されていたので、土地が王の所有物であるとされた制度も正統的たりえていたのであろう。より広くは、王はサンガと仏教の守護者であったがゆえに、正統的であったといった点も無視されるべきではない。王の支配、な

いし統治が正統的たりえていた事実を説明しきるためには、このような要素に着目する社会、ないし歴史認識の手法が不可欠となってこよう。しかしながら、政治権力、ないし統治者が支配しようとするものが社会にとって、最も希少な資源であるという経済理論的説明が歴史解釈に対して持つ有効性、ないし有意味性も否定しきれないはずである。タイ農業史のもう少し現代に近づいた局面での展開を見ることでこの問題をさらに考えてみよう。

### チャクリー改革

19世紀中葉にボーリング条約が結ばれたことを契機として、外国からの米需要が増大したことは周知の歴史的事実であろう。ここで強調しておきたいのは、この米需要の増大によって、米生産に不可欠な資源である土地の希少性が急速に高まっていった事態である。それ以前の間が希少であった状態から、逆に土地の方が希少になった状態へと、資源の賦存状態に基本的な転換が見られたのではなかろうか。

数量的データで、この点を確認するには、今のところ統計資料が充分ではないが、断片的に得られる地価のデータを見てみると、特に、デルタ下流部での地価の上昇率は非常に高い（高谷好一『熱帯デルタの農業発展』）。これが、土地の経済的希少性が急速に高まったという仮説を支持してくれることはほぼ間違いないであろう。そして、本源的な経済資源である土地と労働との相対的賦存状態におけるこの変化は、当然王による経済資源の支配形態、つまり統治の様式を変化させることになる。

土地がもはや無制限に与えられている資源ではなくなったことを農民がはっきりと意識しはじめるとき、農地の占有権、ないし所有権をめぐる土地争いが発生してくることは避けられなかった。19世紀末になって顕在化してくるこの土地争いに対して、チャクリー王朝は地券を発行することで対処しようとした。20世紀に入ってすぐに、アユタヤで地券が発行されたのが、そのはじまりであった。この地券の発行ということは、事実上、土地の私的所有権の確立を意味していた。土地の私的所有権の形式的確定と同時に、デルタの開拓空間では、例えば、米の作付をした後収穫時に行ってみると、他人が既に収穫してしまった後であるといったトラブルが発生したために、王立灌漑局を創設して、作付した者がきちっと収穫しうようになるような秩序作りにも王家は乗り出しているのである（高谷好一『新世界秩序を求めて』）。

以上のような土地の私的所有権の確定と密接に関連したと思える王家の側の国内統治形態の変化が、タイでの「近代化」の試みとされているチャクリー改革の中で、実施された奴隷制と自由民の賦役労働の廃止とそれに代替する成人男子に対する人頭税の導入であった。この改革

は直接的には、私的所有制を確立させようとした農地での農業生産の拡大のための労働力の確保を目的としたものであったが、その背後に人間に比べて土地の希少性が増加したという本源的経済資源の賦存状態の変化があったことを見落としてはならないであろう。人間、ないし労働力がもはやタイ国内において、最も希少な経済資源ではなくなったという事態に対して、チャクリー王朝が対応しようとした結果として、奴隷制と賦役労働の廃止とそれに代替する人頭税の導入が行われたと想定してみることは、それほど的是はずれではないであろう。

以上の議論を要約してみると、「農学的適応」が主体となる農業社会では、ウィットフォールのような水力社会、ないし「東洋的専制国家」は出現しにくいのではないか、というのが石井教授の問題提起であった。この問題提起は、ギアツが「文化の生態学」を試みた中で、すでに示唆していた視点でもあった。そして、筆者がここで強調したかったのは、この「水力社会」的ではない、あるいは「東洋専制国家」的でもない、統治の具体的形態を理解するには、土地と人間という本源的経済資源の相対的賦存状態という経済変数に注目してひたひたの有効な方法となりうるのではないか、という論点である。

### パラドキシカルな存在としての公権力

ここで本講の素材である石井教授の歴史学的仮説の対象時期たるアユタヤ王朝期を離れて、それ以降のチャクリー王朝がタイ国の「近代化」政策として実施したといわれているチャクリー改革に焦点をあてながら、市場経済の発達に対する最も基本的な制度形成に対する公権力（ないし国家）の働きかけを見ていくことにしよう。既に第1講の中で、ダグラス・ノースの制度変化論を紹介したときにふれておいたように、その社会に住む人々が自らの経済的利益を安心して追求できるような経済社会、ないし市場経済社会の基本的制度要件として、土地等生産資産の私的所有権の確立と人々が自らの労働力を自由に処分する権利の保証とが最も重要な課題となってくることは明らかであろう。タイの経済史の展開で是非とも注目しておくべき歴史事実は、実はこのような市場経済の発達にとっての最も重要な制度形成が、チャクリー改革の中で実現されているという実態である。土地の私的所有権は、19世紀後半の地税納入に対するプラクランからの証書の発行を事実上のスタートとし、その後の地券の発行によって次第次第に確立されてくる。この事態が土地資源の希少化への対応として行われたことは、既に述べた通りである。またチャクリー改革の柱ともいえる奴隷制と自由民の賦役労働の廃止と一律な人頭税の導入とは、まさにタイ国内の人々に人頭税さえ納入すれば、自らの労働力をいつでも活動で使うかに関する自由を保証させるものであったといえよう。チャクリー改革は、日本の

明治維新時の地租改正による農地の私的所有制の設立と士農工商という身分制度の廃止と、ほぼ同質といえる市場経済の発達のための基礎的制度改革を実現させているのである。オランダという植民地勢力による外部からの強い影響力で、土地利用や労働力利用の面で大きく自由を制限される経験を同時期にジャワ社会が経験したのに対比してみると、タイでこのように、国王が近代化のために実施した改革の重要な一環として、いわば意図されず市場経済化のための基本的制度形成が行われた事実は、タイにおける市場経済の発達が東南アジア地域の中では、相当個性的なものであった可能性を示唆してくれているのではなかろうか。

ところで、ここでチャクリー改革の場合にも、このような市場経済化のための基礎的条件作りが、公権力の財政収入源としての税制改革と関連して実現されているという事態に注意を促しておきたい。土地税・人頭税の導入をある種の契機として、土地の私的所有権の設定と個々人の労働力利用の自由の保証が実現されているという事実である。チャクリー王朝の国内統治を同時代の国際比較の視点から性格づけてみると、それはいささか「弱い政権」であった（玉田芳史「固くて柔らかな支配」『地域研究のフロンティア』）ためか、チャクリー改革期にはどうもそういう事態にはならなかったようであるが、公権力の出方によっては、土地の私的所有権は認めながらも土地税を非常に高くするとか労働力利用の自由を保証しながらも人頭税（あるいは所得税）を非常に高くしてしまうといったことが起こりうることはやはり否定しきれないであろう。これらの税率が重いということは、実はそれだけ公権力の所有権が個々人の私的所有権より大きいという事態になっていることなのである。ダグラス・ノースが以前ポール・トマスと一緒に『西欧世界の誕生』を論じたときに強調していたように、このように公権力の所有権が優越してしまうようになると、社会の人々の経済的誘因が抑圧されてしまい、結果として、市場経済の発達と経済発展とが抑圧されてしまうことになってくる。公権力とは、その社会の人々に私的所有権や労働利用の自由を保証する点で、市場経済の発達にとって不可欠の存在である一方、以上のようにあまりに重い課税をかけるといったことを通して、市場経済の発達を抑圧してしまう力をもった存在なのである。タイのチャクリー王朝は後でもふれるように、社会の人々の経済的誘因を抑圧してしまうようなことはしなかったようであるが、公権力というものが「パラドックスに満ちた」存在であることを軽視してはならないであろう。

### Ⅲ. 「商人王」が支配する交易国家アユタヤ王朝

アユタヤ王朝とは決して、ウィットフォーゲルが論じていたような「東洋的専制国家」ではなかった。それではより積極的にいって、アユタヤ王朝とはどのような性格の国家であったのだろうか。

アユタヤ王朝とは王自ら大商人であった「商人国家」であった、というのが石井教授の歴史論である。王都アユタヤの後背地から貢納品として集められた物産を集約して、広大な中国市場に結びつける国際的商業を営む王朝であった、というわけである。高谷好一教授が「東南アジアの生態史的枠組」（『東南アジア世界の構造と変容』）の中で、アユタヤ王朝は「版図拡大型交易国家」であったと性格づけられているが、これが石井教授の見方と同じものであることはいままでもなからう。

#### スワイと市場経済の発達

アユタヤ王朝の経済的統治が奴隷制と自由農民の賦役労働とを柱にしていた事実は、前節で述べておいた通りである。それではこのような経済的統治形態のもとで、王が大商人として外国に「輸出」していた物産はいかにして集められていたのだろうか。輸出品は、「プライ」と名づけられた自由農民が賦役労働に従事しない代償「スワイ」として、王に支払っていた物産を中心としていたようである。王の種々の必要を充たす賦役労働に従事しないかわりに、農民は種々の物産を王に貢納する義務を負っていた。王はこれらの物産を「独占商人」として外国に輸出することで多大の経済的利益をあげていたのである。

ここで、アユタヤ王朝ではなく、チャクリー王朝期になってからの時期に関してではあるが、このスワイ、つまり物納人頭税について優れた実証的研究を行っている小泉順子の要領の良い要約を引用しておこう。

チャクリー改革以前のタイ社会では、平民は国王に対し徭役義務を負ったが、遠隔地に居住する場合はこれを一定量の地方の特産物などに代えて物納した。これがスワイである。スワイとしてチーク、錫、象牙、しょうずく、しょうずくもどき、蘇木、漆、芋麻、蜜蠟、鉄、金、銀、銅等が王室貿易を司る皇庫局に収められ、一部は中国への朝貢貿易品となった。スワイはいわば海外貿易と国内経済を結ぶ接点にある徴税制度だった。そして少なくとも、1820年代以降主としてスワイを貢納したのが、コーラート高原とメ

コン河の左岸地域も含む東北地方のラーオヤクメールの地方国だった。漢方薬の原料のしょうずくもどきの他、金、苧麻、象牙、そして銀などが牛車などに積まれ、はるばるとバンコクまで運ばれた。

この東北地域のスワイの賦課、貢納内容を検討すると、いくつかの興味深い事実が浮かび上がってくる。まず1830年以降、すでにメコン河中・下流、ストゥントゥレンからウボンにかけての地域で銀貨幣納化が見られ、1840年代後半には、コーラート高原も含めた東北地方が収めるスワイは急速に、しかも時にはバンコクの物納への要求に反して、銀貨幣納化されるという現象が観察される。そして、この銀貨幣納化の過程を規定した条件として、メコン河下流域の市場との関係と、それぞれの品目についてバンコク側の設定した銀貨幣との交換レートと市場価格との関係が作用していたことが示唆される。例えば、銀貨幣納が増大する時期には、市場価格が公定レートよりも高騰したという状況が確認でき、あるいは、公定レートの変化に反応して有利になった品目での貢納が増大する傾向も見られるのである。このことは貢納する側が（地方国の役人レベルか農民レベルかという問題はひとまずさておき）市場価格と公定レートをにらみながら、物納か貨幣納か主体的に選択していたという可能性さえも示唆する。

加えて、例えば、同じしょうずくもどきというスワイを取り上げて、その貨幣納化の進展を比較してみると、バンコクに近い中部地方よりも辺境の東北地方で、より早い時期に貨幣納化が進展したという事実も浮かび上がってくる。これをどう理解するかはまだ議論の余地があるのだが、中央権力の強制力の強弱がひとつの規定要因となった可能性も考えられる（小泉順子「前近代タイ史をめぐる諸問題」『創文』）。

まさに、東北地方のスワイの銀納化という事態は、ポーリング条約以前にこの「後進」地域にも商品経済の大いなる展開があったことを明らかにしてくれている。それと同時に、農民層、ないし地方国に派遣されていた家産官僚が、各地に存在する市場で成立している価格体系に「見事に」反応していたことも、ほぼ間違いのない事実であろう。

アユタヤ王朝以来、自由農民プライは王から賦役労働の提出を義務づけられていたが、王と自由農民との間のこの関係は、「東洋的専制国家」といった概念が通常喚起するような直接的な強い支配・被支配の関係ではなかったといえる。プライは適当な物産を代償スワイとして王が派遣していた官僚に貢献することで、この義務としての賦役労働をまぬがれることができた。この官僚は、まさに王の家計を司る家産官僚であったが、この家産官僚もプライが貢献した物

産全てを王に手渡すとは限らなかった。家産官僚が自ら経済的利得を手中にしうる機会が開かれていた。そして、先の小泉の引用から予想されるように、こういうスワイの貢納制が国内での市場経済の発達という事態を不可欠の前提としていたことも明らかであろう。

家産官僚と自由農民の間には、「ナーイ・プライ関係」とでも呼びうるある種のパトロン・クライアント関係が形成されていた。この「ナーイ・プライ関係」を軸とする経済的統治形態は、ホン・リサが『19世紀のタイ国』と題する好著の中で指摘しているように、農民に強制労働を課すよりは、私的利益を追求しうるインセンティブを与えて統治するという形態のものであった。そして、物産の徴収も家産官僚に個人的な経済的利益を保証させるやり方であった。こういう統治形態の方が、強い強制という方法よりも、王にとって「取引費用」の小さいより効率的な方法であったのであろう。

このような経済的統治の形態が制度化されていた最も大きな原因は多分、労働力、ないし人間が当時、最も希少な経済的資源であったからではなかろうか。前節でもふれた経済理論に照らしてみると、人間が最も希少な資源であるときには、強制ではなくて、ある程度の私的経済的インセンティブを与えて、それを利用する制度の方がより効率的な労働力利用の経済制度であったと解釈しうるであろう。そして、タイの王家はアユタヤ王朝・チャクリー王朝ともに、このような統治形態の方がより効率的であることを認識していたという点で、大層柔軟でプラグマティックな王朝であったといえそうである

先に王が外国に物産を輸出すると表現しておいたがそれは具体的には、アユタヤに居住する外国商人に王が物産を売り渡すことであった。当時、アユタヤには、中国人、オランダ人、日本人等の外国人商人が「バーン」と呼ばれた居住地を作って集住していたが、この居住地は周囲を河川で囲まれた王都そのものの外側に位置していた。アユタヤでのこの外国交易は、カール・ポランニーのいう「貿易港」という制度に近いものであった。少し見方を変えると、貿易港は王が外国交易からの利益を独占しようとする制度的工夫であったとも解釈しうるのではなかろうか。

## タイの「近代化」と国内統治

こうみてくるとき、石井教授のアユタヤ王朝「商人国家」説とは、「東洋的専制国家」ではない家産制国家で貿易港に近い経済制度を活用しながら、王が最大限の経済的利益を確保し続けていた事実を強調した歴史論であったといえよう。ところで、国内の商業がさらに発達してきたとき、貿易港を持つ家産制国家のこのような統治形態はどのように変質していったのであ

ろうか。アユタヤ王朝期以降、チャクリー王朝期に入り、そして19世紀中葉にボーリング条約が締結されるといった歴史の流れにあって、外国からのタイ国産物産への需要は拡大していった。それに対して王は、国内の物産の徴収制度、またはその前提である物産の生産への関わり方をどう変化させていったのであろうか。

アユタヤ王朝期以降の歴史まで取り入れて、このように問題を設定してみることは、商業の展開と国家の統治形態との関係を明らかにするという興味深い課題につながってくる。公権力の経済に対する関係を、前節のように物的生産力の形成の面だけで捉えるのではなくて、ヒックスの「都市国家」論のように、市場経済化との関連の面で見えていくことも大層重要な課題である。石井教授のアユタヤ王朝「商人国家」説は、この非常に興味深い問題をタイの近代史の中で考えるに際しての大層重要な出発点を与えてくれているのである。

そこで、アユタヤ王朝からほぼ現代までのタイ国の経済史を念頭におきながら、商業の展開と家産制国家の統治の変化との関係を考えてみよう。

外国からの需要の拡大に刺激されて、国内での商業活動が発達してきたとき、アユタヤ王朝の国内の経済的統治形態には大きな変化が生じている。多分、商業の発達をもたらしてくれる経済的利益の分配をめぐる、王と家産官僚との間で、対立がより顕在化してきた事実がその大きな原因となっていたのではなかろうか。ベネディクト・アンダーソンは、「タイ国家に関する研究の展望」という論文の中で、アユタヤ王朝の政治は、王による統治の中央集権化の強化への試みと家産官僚による統治の分権化への志向との対立を軸として展開していた、と書いている。この対立の大きな原因が、国内商業の拡大がもたらす経済的利益の分配をめぐる対立であったと想像することは許されるであろう。

王による中央集権化の強化への試みとは、国内でその生産が拡大していった商品を外国に輸出する経路で、王が「独占的商人」の地位を維持し続けようとする動機に基づくものであった。

これに対して、家産官僚の統治の分権化への志向とは、王以外に自分達も拡大する外国交易からより多くの経済的利益を確保しようとする動機に基づくものであった。アユタヤ王朝期に見られた王と家産官僚との間の政治面での対立を、このように経済的に解釈してみることは、決して歴史の解釈としての的はずれではないであろう。

要するに、アユタヤ王朝期に国内商業の発達とは、一方で王による中央集権化の強化、他方で家産官僚による分権化への志向という相対立する動きを国内の統治形態に与えることになった。ここで、この対立する二つの動きの方向を、アルバート・ハーシュマンの『情念の政治経済学』における議論をふまえて、表現し直してみることも、歴史論としてはそれなり有益である

う。ひとつは、商業の発達公権力の中央集権化をより強め、極端な場合には商業に起因する専制国家すら登場させてくる方向である。もうひとつは、逆に商業の発達が統治の分権化を進めていき、究極には民間人の経済活動の自由を確立させるに至る方向である。アユタヤ王朝に国内商業の発達につれて、見え始めた国内統治の変化の中には、このような二つの方向が併存していたといえそうである。

### 王による中央集権化

それでは、このように相対立する方向を示す動きは、アユタヤ王朝期以降のタイ国の経済史の中に、どのようにあらわれてきているのであろうか。断片的にならざるを得ないが、簡単にタイ経済史の流れの中からいくつかの動きを拾い出してみよう。

絶対王制化を目指したとされているチャクリー改革は、まさに王による国内統治形態の中央集権化の強化という方向を顕在化させた改革案であった。このチャクリー改革期には、新しく外国から需要された物産の生産拡大と、その調達に関して家産官僚以外の商人を徴税請負人として活用する動きが盛んになっている。有力な家産官僚も徴税請負人からの上納を受け続けたことは間違いないが、これはまさに既存の家産官僚をはずして、王ができる限り独占して行うとする制度的工夫であったといえる。特にボーリング条約以降、王がそれまでのように国内の物産の流通等に課税することができなくなってきた中で、王家の財政において、この請負人を通じての物産の調達とその外国への販売は決定的に重要なものとなっていったのである。

王による中央集権化の強化の試みとして見落とすことができない動きは、今世紀に入ってから経済ナショナリズムの顕在化であろう。商業で蓄積される富は、動産であるので、それへの課税賦課は土地等の不動産の場合に比べて、かなり困難となってくる上に、それら動産は常に「国外」へ逃げ出す可能性を持っている。ハーシュマンのいう「退出」のひとつである。したがって、国家は商業に対しては、土地という不動産を基盤とする農業に対する場合とは、非常に違った対応をとらざるを得なくなる。国家は時には強権を持って、動産の国外への流出を止めようとするようになる。これが通常経済ナショナリズムといわれているものである。

タイ国においては、20世紀に入って早い段階で、国内に商業銀行が成立している。これが、ボーリング条約以降の商業の発達に基づく主として中国商人による商業利潤の蓄積を前提としていたことはいうまでもなからう。この商業銀行には主として貨幣という形態で商業利潤が蓄積されていたが、それは随分と中国等に流出していたようである。タイ国におけるナショナリズムは通常ラーマ6世の公的ナショナリズムによって始まったとされている。このナショナリ

ズムのひとつの大きなねらいは、間違いなく、商業銀行組織を通じての動産のタイ国外への流出・退出を止めようとするものであったはずである。その後、ピブーン等によって実施された経済ナショナリズムに基づく経済政策の原型は、まさにこういうものであったのではなかろうか。

## 統治の分権化

商業の発達にともなう統治の中央集権化の動きの代表例は、ほぼ以上のようなものである。やはり王権が弱く「柔らかな支配」（玉田前掲論文）しかできなかったためか、ハーシュマンが指摘している「商業に起因する専制」は出現しなかったが、中央集権化への動きという事態は、このようにはっきりとタイ国の経済史の中に顕在化しているのである。商業の発達が国内の統治形態に与えるもうひとつの方向である統治の分権化の動きを見ておこう。タイ国ではこの分権化は極端にまでは進まなかったが、分権化が極端に進んだひとつの歴史的事例は解放前の中国である。故村松祐次教授がその名著『中国経済の社会態制』であますところなく明らかにしてくれているように、統治の分権化が極端に進むと商業活動、およびそれを軸とする市場経済が不安定化してしまう可能性が強い。中国の商人達はその商業活動において、極めてアクティブであったにもかかわらず、国の統治があまりに分権化されていたために、統一的に貨幣政策の形成に代表される市場経済の秩序維持に必要となる政策すら採用されなくなっていた。その結果は、「競争故の経済的停滞」であったのである。

中国の商人クラスは、その商業活動において、極めてアクティブであり、国家の統制からもほとんど自由であった。それにもかかわらず、中国の市場経済は不安定であり、またいわゆるマクロ経済においては経済が停滞的であった。その最大の理由は、村松氏の分析によれば、経済活動、とりわけ商業活動の制度的枠組みをサポートしようという関心が国家に欠如していたことであった。法的な面では、貸した金が取れなければ、自分の力で、あるいは仲介人や口入れ屋の力を借りて取り立てなければならないという自力救済原理の支配、経済面では統一的な貨幣政策、市場秩序維持政策の欠如、これらが「自由放任」ということの楯の反面の実態であった。

公権力という商人、ないし市場経済主体の外部に位置する制度主体による強力な働きかけ、ないしルール作りが行われてないときには、私益追求に突っ走る商人の自発的な活動だけでは、やはり安定的な取引ルールの形成が困難となってしまうことを、清末中国の以上の経験は端的に示してくれている。中国の商人の手になる自力救済のための組織化の行き着く先は、パー

サ・ダスグプタのいう「超公権力的暴力団体 extragovernmental enforcement agencies」、つまり「シシリアのマフィア」組織であろう（ダスグプタ『豊かさと貧しさに関する一考察』）。

タイ国における家産官僚層の私的利益追求を目的とする統治の分権化の行きつく先は、この中国の事例のようなものであったのではなかろうか。その可能性は否定しきれないであろう。しかし、チャクリー改革等中央集権化への動きがあったからであろうか、それとも、ポーリング条約等で西欧の経済的影響力が強化されたからであろうか、タイ国はこういう極端なところまでは進まなかったのである。

日本経済史家齊藤修氏がその刺激的作品「稲作と発展の比較史」（原洋之介編『東南アジアからの知的冒険』）で示唆しているように、日本の戦国大名は、「勸農」といった物的な生産力の面だけでなく、統一的な貨幣政策に関しては徳川政権の登場を待たなければならなかったが、法制面における自力救済原理否定への方向といった市場秩序維持のための施策——まさに「公儀」権の行使——を実施していたといえそうである。アユタヤ王朝・チャクリー王朝は、農業生産が基本的には「農学的適応」であったために、日本の戦国大名のような「工学的適応」をベースとする「勸農」政策はとらなかったといえるが、市場経済の秩序維持や貨幣政策の面では、村松祐次が研究対象としていた清末の中国の公権力に比べて、日本の戦国大名により近い政策を実施していたのではなかろうか。例えば、ラーマ4世王は、自ら統治する領域内では市場経済の自成的な展開に介入することを避ける一方で、この市場経済の円滑な展開を促進させようような貨幣供給政策や貨幣価値安定化政策を実施しようとしていた（池本幸生「ラーマ四世期の消極的経済政策」『東南アジア研究』）といっようよい。このような経済政策が実施されたからであろうか、タイは清末の中国のように経済停滞にみまわれなかったといえそうである。前近代でも商業が盛んになるときは、やはりこういう市場経済秩序の維持の面での公権力のそれなりの介入が必要不可欠であることは間違いなさそうである。そして、ここで強調しておく必要がある可能性は、公権力の介入が公権力者へ経済資源を送る一部の者だけを優遇するといった形態を取りやすいという事実である。公権力の介入がこういう傾向を顕在化させてしまうときには、公権力の介入自体が市場経済活動を抑制させてしまう危険性が大きい。市場経済のルールの形成やそういうルールが守られているか否かの監視の点で、公権力の存在は必要不可欠となってくるが、他面公権力の介入が歪んだり強くなりすぎると、民間経済活動の誘因を抑圧してしまう危険性も大きくなってしまふ。公権力は実に「デリケート」な役割を担っているわけである（ダスグプタ、前掲書）。この点でもやはり公権力というものは、

パラドックスに満ちた存在であるといわねばならない。いずれにせよ、公権力がどういう性格の権力であるかが、その権力の下にある社会における市場経済の発達と不可欠の関連性を持つてくることだけはどうも間違いない事態といえよう

統治の分権化という動きをタイ国の経済史の文脈の中で見るときに、最も重要であるといつてよい事態は、家産官僚による分権化ではなくて、商人層自体が家産官僚からも離れた自立した経済主体になろうとする動きである。これは統治の分権化の動きという以上に、商人の経済活動の統治主体からの自由独立という動きである。端的には、官僚資本主義からの脱却とでも表現しうる動きである。しかしながら、こういう民間経済主体の経済的自由の要求がはっきりと顕在化してくるのは、サリットのサマイ・パッターナ体制以降工業化にともなって、産業資本家層が形成されてきてからである。この意味では、工業化をともなった現代に至ってはじめて、タイ国では官僚資本主義体制からの離脱が生起しはじめてしているのである。

タイ国では少なくとも今日に至るまで、商業の発達が国内の統治形態にもたらしうる2つの方向のいずれも、その最も極端の形態にまでは進んでいない。しかしながら、ハーシュマンが論じているような相対立する方向に向かう動きがともに断片的ではあるが、タイ経済史の中に現れてきていることは事実である。

いずれにせよ、市場経済の発達に関しては、まず土地等基礎資源の私的所有権の確立や個人への労働力利用の自由の提供といった点で、公権力の積極的な働きかけが必要不可欠であるだけでなく、こういう制度的条件が確立された後でも、市場経済ゲームに秩序を与えるルール（つまり各種の経済法）の作成・維持や貨幣政策の運営においても、公権力の介入は必要不可欠なのである。この意味で、公権力がどういう性格を持ったものであるかに従って、市場経済の発達にはその地域・社会なりの個性が現れるようになってくるはずである。